

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史  
事務局係長 清水信吾  
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 漆原利征委員、8番 澁澤吉明委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は久保推進委員、塩原推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	説明の前に訂正事項がございます。受付番号62号ですが、譲渡人が
	成年被後見人であることが分かりました。被後見人が所有する土地を
	処分する場合、成年後見人の同意や、後見人であることを証明する
	書類等が必要になります。現時点で提出のある書類では後見人の事実
	確認のできる書類が不足しているため、62号は審査保留といたし
	ます。なお、62号は申請取り下げの上、再度書類を揃えるよう指導
	しているところであることを申し添えます。それでは、議案説明に
	移ります。
	受付番号63号ですが、譲渡人の農業経営規模縮小により、譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は異なる大字で離れていますが、どちら
	も譲受人の住所と同じ岩瀬地区内に位置しています。申請の事由は、
農業経営の拡張で問題ないと思われます。	
受付番号64号では、譲渡人は相続で取得したものの、住まいから	
遠いため管理が難しいことから譲受人へ売買を行うものです。申請農地	
は、譲受人の自宅の隣接地に位置しております。申請の事由は、自家	
消費野菜作付けで問題ないと思われます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
6番	受付番号63号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	続きまして、受付番号64号について調査報告いたします。まず、

	議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	説明の前に連絡事項がございます議案第2号は訂正事項がございますので、お手元に配布した差し替え版の方で対応をお願いいたします。
	受付番号66号の案件ですが、転用の目的と申請の事由が農家住宅敷の拡張とありますが、正しくは「自己用住宅敷の拡張」になりますので、訂正をお願いいたします。それでは、議案説明に移ります。
	65号では、農家住宅の拡張を行うものです。
	申請地の隣接地で分家の住宅建築を計画したところ、自身の住宅地の一部に農地があったため、今回申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
	66号では、自己用住宅の拡張を行うものです。
	申請地の隣接地で分家の住宅建築を計画したところ、自身の住宅地の一部に農地があったため、今回申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま

	<p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの  確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号65号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読  いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等  の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。  私達家族は、下記申請地で農業をして生活を営んでおります。今まで  使用していた農業用物置が老朽化してきたので、取り壊す計画です。  そのため、収納スペース不足で農業経営に支障をきたすことから、  新たに農業用物置の建築を計画しておりました。その際、法務局、  市役所、現況測量等で調査したところ、現在、宅地利用していた一部  が農地と知りました。知らずとはいえ大変申し訳ありません。許可後  は速やかに宅地へ地目変更登記いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号66号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読  いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等  の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書の添付ありませんが、申請人に理由を伺った  ところ、家族が申請人の農地を転用して、住宅の建設を計画した際、  住宅敷地内に農地があることが判明し、住宅敷地の一部として使用  しているため、是正のために申請を行ったとのこと。なお、  既存住宅の面積は1,327㎡で、是正許可後の合計面積は  1,480㎡となります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
3番	<p>議案66号で述べた件について、自己用住宅は500㎡以内と聞いて  いるのですが、この方は是正後は1,480㎡、是正前でも1,327㎡  の住宅敷があるのですが、大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般的に、農家住宅ではない自己用住宅の場合、まず新規で建てる  場合は500㎡上限というものがあります。しかし、今回の66号に  つきましては、線引き前から既に宅地利用しているということが確認  ができていますので、500㎡、そして農家住宅の要件の1,000㎡  を超えていても線引き前から使っていることは確認ができるので、  今回やむを得ないという判断をしております。本来は望ましいもの  ではないのですが、法整備以前から使っているということで、今回は  やむを得ない判断になります。</p>
議長	<p>(質疑終了)</p>
	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>

(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	説明の前に連絡事項がございます。議案第3号のうち、受付番号74号77号、83号、87号の4件につきましては、書類不備のため今月の審査を保留といたします。今回はこの4件を除いた案件について、審査をお願いいたします。それでは、議案説明に移ります。
	67号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は良好な日射量である点、既存電柱が利用できる点、整地費用が安価である点等の要件を満たしていることから、申請を行うものです。農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	68号では、進入路の一時転用を行うものです。
	本案件は、67号の太陽光発電施設の工事を行う際に必要な進入路を一時的に設けるものです。農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	69号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は接道が確保できる点、計画地付近に送電設備があること、土地購入費が予算内であること等の要件を満たしていることから、申請を行うものです。農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	70号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は良好な日射量である点、既存電柱が利用できる点、整地費用が安価である点等の要件を満たしていることから、申請を行うものです。農地の区分については、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にある農地で、「第2種農地」と判断しました。
	71号では自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市内の借家で生活していますが、家族が増え手狭になったため、自己用住宅を構えるべく本申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	72号では駐車場を設けるものです。

譲受人は現在市内で中古車販売や整備を行っていますが、現在の敷地では手狭になっているため、隣接する本申請地を駐車場用地として申請するものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。

73号では、自己用住宅を設けるものです。

譲受人は現在賃貸住宅に居住していますが、近く結婚するため住宅建築を計画しました。今回、本申請地を見つけたため、申請を行うものです。農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われ

ます。

78号では自己用住宅を設けるものです。

譲受人は現在、市外に生活していますが、職場が市内にあるため、通勤が不便でした。今般、本申請地を住宅敷地として取得することができるようになったため、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。

79号では、太陽光発電施設を設けるものです。

申請地は接道が確保できる点、計画地付近に送電設備があること、土地購入費が予算内であること等の要件を満たしていることから、申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。

80号では、自己用住宅を設けるものです。

譲受人は現在、市外のアパートに生活していますが、家族が増え手狭になってきました。今般、条件に合う本申請地を住宅敷地として取得することができるようになったため、本申請を行うものです。農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。

81号では、自己用住宅を設けるものです。

本案件は、次の議案第4号の受付番号86号と関連がございます。

本申請地は、令和6年6月14日付け、指令加農振第5-43号で既に自己用住宅敷として許可が出ている土地になります。しかし、当時許可を受けた譲受人が諸事情から計画を中止することになりました。そこで第三者である今回の譲受人が、住宅の用途を生かしつつ、改めて許可申請を行うものです。農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1kmの範囲内に位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。

82号では、農家用住宅を設けるものです。

譲受人は実家に居住していますが、この度独立して実家の隣接地で住宅を建築するため、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある

	<p>農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当するため、許可相当になるものと思われま</p> <p>す。84号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は実家に居住していますが、この度独立して実家の隣接地で住宅を建築するため、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当するため、許可相当になるものと思われま</p> <p>す。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号67号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。</li> <li>2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。</li> <li>3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</li> <li>4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</li> <li>5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</li> </ol> <p>続きまして、受付番号68号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10 番	<p>受付番号69号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接道が確保されていること</li> <li>2. 計画地付近に送電設備があること</li> <li>3. 土地購入価格が事業予算内であること</li> <li>4. 周辺に発電量を妨げる障害物等がないこと</li> </ol> <p>以上のことから当該用地を選定させていただいております</p> <p>申請に係る土地を一体として利用する農地以外の土地権利取得の見込み</p>

	<p>は特にありません。排水については雨水のみのため、施設内自然浸透処理を行います。防災計画として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 材料の搬入時には、他の通行の妨げにならないよう致します</li> <li>2. 材料等が飛散しないよう、作業後はシート等で覆うように致します</li> <li>3. 安易に太陽光発電施設に立ち入りができないよう、施設全体をフェンスで囲います</li> </ol> <p>周辺農地の営農条件への被害防除対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. できるだけ反射光が及ばないように、設置角度を10度に致します</li> <li>2. 周辺にできるだけ影響が出ないように、設置高を抑えて設置させていただきます</li> </ol> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号70号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、受付番号71号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内に勤務し借家生活をしております。子どもが大きくなり、住居が手狭となり、住宅の建設を決めました。住宅を建てる土地もないため、母の力も借りて、市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。日当たり風通しもよく、通勤にも便利で、学校やショッピングモール、病院も近く、最適な場所と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号72号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内で中古車の販売、買取、整備事業を行っておりますが現在の敷地内だけでは、販売用の展示車両のスペースしかなく、買い取った車両や整備車両を置くスペースがない状況です。管理・保安上の面から、事業所からなるべく近く、管理しやすい土地を探していたところ、今回の申請地を譲っていただくことになり申請しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、受付番号73号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に住んでおり、近く結婚するために住宅の建築を決めました。ともに建築できる土地を持っていないために、以前住んでいて、生活環境のよかった場所の近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近隣に保育園・小学校もあり、将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
5 番	<p>受付番号78号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>市外でリサイクル業をはじめ、規模拡大のために、平成26年より羽生市に会社を移しました。しかし、市外からの通勤は非常に不便で羽生市での生活を考えるようになりました。所有している土地もなく市街化区域で探しましたが希望に合う物件は見つからず、会社の隣地の土地所有者に相談したところ、休耕中のため、譲ってもらえることになり申請しました。また、リサイクル業は犯罪被害も多いので隣接地に専用住宅を建てることで、防除対策も管理できると思い専用住宅の建築を決意しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
10 番	<p>受付番号79号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接道が確保されていること</li> <li>2. 計画地付近に送電設備があること</li> <li>3. 土地購入価格が事業予算内であること</li> <li>4. 周辺に発電量を妨げる障害物等がないこと</li> </ol> <p>以上のことから当該用地を選定させていただいております</p> <p>申請に係る土地を一体として利用する農地以外の土地権利取得の見込みは特にありません。排水については雨水のみのため、施設内自然浸透処理を行います。防災計画として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 材料の搬入時には、他の通行の妨げにならないよう致します</li> <li>2. 材料等が飛散しないよう、作業後はシート等で覆うように致します</li> <li>3. 安易に太陽光発電施設に立ち入りができないよう、施設全体をフェンスで囲います</li> </ol> <p>周辺農地の営農条件への被害防除対策として、</p>

	<p>1. できるだけ反射光が及ばないように、設置角度を10度に致します</p> <p>2. 周辺にできるだけ影響が出ないように、設置高を抑えて設置させていただきます</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号80号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、市外の賃貸住宅に住んでおり、子どもも生まれ、現在の住まいでは手狭になるため、住宅の建築を決めました。来客用も含め、駐車スペース3台を確保できる場所を市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ譲ってもらえる土地が見つかり申請を行うものです。小学校も近く、子どもが生活していくにも便利などと考えており、生活していくにも不安がないです。</p> <p>続きまして、受付番号81号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、市外に住んでおり、住居の建替を考えましたが、敷地が狭いため現在の住まいを売却しました。新たに建築する土地を、親戚が住んでいる場所に近い市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかったため申請を行うものです。近隣には住宅も多く小学校も近く、将来何かと便利な場所と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号82号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。私達家族は、下記申請地で農業をして生活を営んでおります。今まで使用していた農業用物置が老朽化してきたので、取り壊す計画です。そのため、収納スペース不足で農業経営に支障をきたすことから、新たに農業用物置の建築を計画しておりました。その際、法務局、市役所、現況測量等で調査したところ、現在、宅地利用していた一部が農地と知りました。知らずとはいえ大変申し訳ありません。許可後は速やかに宅地へ地目変更登記いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号84号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在持ち家がなく、実家にて両親、祖父、叔母と家族8人で生活しておりますが、子どもたちも成長し、手狭となり、今後の生活や将来のことを考慮して、住宅の建築を考えました。市街化区域や第3種農地等も探しましたが、条件に合う土地が見つからず、祖父に相談したところ、祖父の所有する土地に建築することの承諾をもらいました。</p> <p>分筆した残地については、引き続き、祖父及び家族で耕作します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>ここで休憩をはさみ、その後、議案第4号の審議に入ります。</p> <p>（休憩）</p> <p>引き続き、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
(議案第4号)	
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。</p> <p>85号では、令和6年8月15日に、指令加農振第5-70号で駐車場として5条の許可を受けました。その後、当初予定していた出入口の位置に変更が生じたため、計画変更の申請を行うものです。</p> <p>86号は、先ほど審議いただいた議案第3号の受付番号81号と関連がございます。本申請地は、令和6年6月14日付け、指令加農振第5-43号で既に自己用住宅敷として許可が出ている土地になります。しかし、当時許可を受けた譲受人が諸事情から計画を中止することになりました。そこで第三者である今回の譲受人が、当初の用途を生かしつつ、改めて許可申請を行うものです。</p> <p>各案件について、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号85号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号86号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	それではただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については承認することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、中間管理機構、農林公社が行う特例に関する事業のために農地を取得する場合は、許可ではなく届出を行うものです。1件ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷9件、駐車場2件でございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。3件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました2月分でございます。
	5条が10件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	お手元の日程表をご覧ください。こちらは4月以降の定例会と農地相談会の日程になります。12月の定例会については、年末ということもあり、いくつか候補日を設けています。なお、現時点では、12月22日月曜日が第一候補日です。正式に日程が決まり次第、追って連絡しますので、よろしく願いいたします。
	続きまして、お手元の資料で来年度の農地相談会日程表をご覧ください。こちらは、来年度の農地相談会の日程表になります。今年度は3名体制の月もありましたが、来年度からは2名体制を原則としました。なお、9月に関しては、事務局でも対応を考えていますが、この中で既に都合がつかない方がいらっしゃれば申し出をお願いします。
	続いて、お手元の物品をご覧ください。青いノートは、来年度の活動

	記録簿になりますので、各自委員としての活動があった際は、記入をお願いいたします。そしてもう一つは農業者年金の加入推進のトートバッグです。こちらは適宜活用いただけたらと思います。
	今月の相談会の担当委員は、塩原推進委員、平井推進委員となります。塩原推進員に関しましては、欠席の連絡をいただいておりますので、平井推進委員と事務局の方で対応したいと思います。日程は3月27日木曜日の午後1時30分となっております。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	来月3月の定例農業委員会の日程でございますが、4月25日金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 7年 3月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	